

## 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

危険物施設以外の場所で指定数量以上の危険物を10日以内の期間に限り、貯蔵又は取り扱いをしたい場合は、あらかじめ申請書2部及び関連図面2部を消防長又は消防署長に申請し、承認を受けなければなりません。

提出書類	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（様式第1の2） 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（様式第1の2）【記載例】
添付書類	貯蔵又は取扱場所の見取図（2部） 構造及び設備の内容を明示する図面（2部）
提出時期	貯蔵・取り扱いする前
提出者	貯蔵し又は取り扱おうとする者
受付窓口	危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取り扱う場所の所轄消防署、支署（出張所分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
手数料	西胆振行政事務組合手数料条例に基づく
注意事項	1 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 2 提出部数は2部ずつです。 3 仮貯蔵、又は仮取扱に係る基準がありますので、事前に所轄消防署にお問い合わせください。 4 申請時に手数料を納めてください。
備考	1 申請書を受理した場合は、その内容を審査し、火災予防上支障がないと認めたときは危険物仮貯蔵・仮取扱承認書を、支障があると認めたときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書を申請者に交付します。 2 承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱い場所の見やすい箇所に掲示板（危険物規制規則 別記様式第4号）を掲示しなければなりません。
根拠法令	<b>消防法第10条第1項ただし書き</b> 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所これを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。 <b>危険物の規制に関する規則第1条の6</b> 消防法第10条第1項ただし書きの危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認を受けようとする者は、別記様式第1の2の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。

様式第1の2（第1条の6関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書  
仮取扱い

消防長又は署長名 殿		○○年○○月○○日	
申請者		住所 伊達市○○町○○番地（電話○○-○○○○）	
氏名		○○○株式会社代表取締役 ○ ○ ○ ○	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	伊達市○○町○○番地 電話 ○○○○（○○）○○○○	
	氏名	○○○株式会社代表取締役 ○ ○ ○ ○	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称	伊達市△△町△△番地 ○○○○敷地内	
危険物の類、品名及び最大数量	第4類第2石油類（軽油） 2,000ℓ	指定数量 の倍数	2.0倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法	200リットルのドラム缶（金属製）に貯蔵し、手動ポンプを使用して携行缶（金属製）へ詰め替えを行う。		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで10日間		
管理の状況 （消火設備の設置状況を含む）	敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難防止対策を図る。 粉末消火器（10型）を2本設置する。		
現場管理責任者	住所	伊達市○○町○○番地 緊急連絡先○○○○（○○）○○○○	
	氏名	○○○○○ 【危険物取扱者免状：有（種類：乙種第4類）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理	被災地において災害復興支援車両への燃料補給を実施。 作業終了後は敷地内に流出等が無いことを確認し完了する。		
その他必要事項	携行缶（金属製）による給油は、この場所では行わない。		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。